八戸市国民保護計画

平成30年11月変更

八戸市

八戸市国民保護計画

目 次

第1編	総論	
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	
2	市国民保護計画の構成	
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針	
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	
3	国民に対する情報提供	
4	関係機関相互の連携協力の確保	
5	国民の協力	3
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の	
	特別な配慮	3
7	要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
8	国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保	4
9	本市の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の	
	実施に係る特別な配慮	4
第3章	関係機関の事務又は業務の概要等	
1	国民保護措置又は緊急対処保護措置の仕組み	
2	市の事務又は業務の概要	6
3	八戸地域広域市町村圏事務組合の事務又は業務の概要	6
4	八戸圏域水道企業団の事務又は業務の概要	6
5	関係機関の連絡先等	6
第4章	市の地理的、社会的特徴	
1	位置	7
2	地形	7
3	気候	7
4	人口分布	7
5	道路の位置等	8
6	鉄道、港湾の位置等	8
7	石油コンビナート特別防災区域の指定状況	8
8	自衛隊施設の配置状況	8
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	
1	武力攻撃事態	9
2	緊急対処事態	1 2

第2編	平素からの備えや予防	
第1章	組織・体制の整備等	
第1	市、八戸地域広域市町村圏事務組合及び八戸圏域水道企業団	
į	における組織・体制の整備	
1	市、八戸地域広域市町村圏事務組合及び八戸圏域水道企業団	
	の組織・体制の整備	1 4
2	市職員の参集基準等	-20
3	消防機関の体制	-21
4	国民の権利利益の救済に係る処理体制の確保等	-22
第 2	関係機関との連携体制の整備	
1	基本的考え方	-23
2	県との連携	-23
3	近接市町村等との連携	-24
4	指定公共機関等との連携	-24
5	ボランティア団体等に対する支援	-25
第3	通信の確保	
1	非常通信体制の整備	-25
2	非常通信体制の確保に当たっての留意事項	
第 4	情報収集・提供等の体制整備	
1	基本的考え方	-27
2	警報の伝達に必要な準備	-27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	
第 5	研修及び訓練	
1	研修	3 1
2	訓練	-31
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処	
, , ,	こ関する平素からの備え	
1	避難に関する基本的事項	3 3
2	避難実施要領のパターンの作成	
3	枚援に関する基本的事項	
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	
5	避難施設の指定への協力	
6	生活関連等施設の把握等	
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	
1	市における備蓄	38
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
第4章	国民保護に関する啓発	, ,
1	国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発	4 N
2	武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民がとるべき行動等に	
	関する 関する 関する 関する 関する 関する 日本 日本	4 C
		4 C

第3編	武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処		
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置		
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	-4	1
2	市対策本部に移行する場合等の調整	-4	3
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応		
第2章	市対策本部の設置等		
1	市対策本部の設置	-4	5
2	市対策本部の組織構成及び機能等	-4	6
3	市対策本部長の権限	-6	C
4	市対策本部の廃止	-6	1
5	通信の確保	-6	1
第3章	関係機関相互の連携		
1	国・県の対策本部との連携	-6	3
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等-	-6	3
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	-6	4
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	-6	4
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	-6	5
6	市の行う応援等	-6	5
7	ボランティア団体等に対する支援等		
8	住民への協力要請	-6	6
第4章	警報及び避難の指示等		
第1	警報の伝達等		
1	警報の内容の伝達等		
2	警報の内容の伝達方法		
3	緊急通報の伝達及び通知	-6	8
第2	避難住民の誘導等		
1	避難の指示の通知・伝達	- 7	C
2	避難実施要領の策定		
3	避難住民の誘導	- 7	4
4	事態の類型等に応じた留意事項	- 7	7
第5章	救援		
1	救援の実施		
2	関係機関との連携		
3	救援の内容	-8	2
第6章	安否情報の収集・提供		
1	安否情報システムの利用		
2	安否情報の収集		
3	県に対する報告		
4	安否情報の照会に対する回答		
5	日本赤十字社に対する協力	- 8	5

第7章	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処	
第1	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処	
1	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処の基本的	
_ =	考之方	86
2	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候の通報	
第 2	応急措置等	
1	退避の指示	87
2	警戒区域の設定	88
3	応急公用負担等	8 9
4	消防に関する措置等	8 9
第3	生活関連等施設における災害への対処等	
1	生活関連等施設の安全確保	9 2
2	危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の	
ß	方止及び防除	9 2
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における	
5	災害の発生防止	9 3
第4	NBC攻撃による災害への対処	
1	NBC攻撃による災害への対処	9 4
第8章	被災情報の収集及び報告	
1	被災情報の収集及び報告	9 7
第9章	保健衛生の確保その他の措置	
1	保健衛生の確保	
2	廃棄物の処理	9 9
第 10 章	国民生活の安定に関する措置	
1	生活関連物資等の価格安定	1 0 C
2	避難住民等の生活安定等	1 0 C
3	生活基盤等の確保	1 0 C
第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	1 0 1
第4編	復旧等	
第1章	応急の復旧	
1	基本的考え方	103
2	公共的施設の応急の復旧	103
第2章	武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧	1 0 4
第3章	国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁等	
1	国民保護措置又は緊急対処保護措置に要した費用の支弁、国への	
1	負担金の請求	
2	損失補償及び損害補償	1 0 5
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	105

用語の意義

本計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用語	意 義 及 び 用 法
NBC攻撃	「Nuclear」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学) 兵器
	による攻撃の総称。
応急公用負担	市長が、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、他人の
	 土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の
	 物件を使用し、若しくは収用すること。
応急の復旧	武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧に
	 は至らないものの、その機能を暫定的に回復するために必要な修繕
	等の措置を講ずることをいう。
基本指針	「国民の保護に関する基本指針」(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)を
2.1 7121	いう。
	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具、その他政令で定め
	る物資)。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発
	 生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認
	 められるに至った事態(後日、武力攻撃事態等への対処に関する基
	本的な方針(以下「対処基本方針」という。)において武力攻撃事態
	であることの認定が行われることとなる事態を含む)で、国家とし
	て緊急に対処することが必要な事態をいう。
緊急対処事態対処	緊急対処事態に至ったときに政府が定める緊急対処事態に関する対
方針	処方針のことをいう。
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指
	定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が国
	民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第 25 条第 3 項第 2
	号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者
	が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)
	その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じ
	て法律の規定に基づいて実施する措置をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材、その他国民の保護のため
	の措置の実施に当たって必要な物資及び資材。
国対策本部	国の武力攻撃事態等対策本部又は緊急対処事態対策本部をいう。
県国民保護計画	青森県国民保護計画をいう。
県対策本部	青森県国民保護対策本部又は青森県緊急対処事態対策本部をいう。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機
	関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公
	共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲
	げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び
	財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響
	を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措
	置。ただし「同号へ」に掲げる措置については、対処基本方針が廃

用 語	意義及び用法
	止された後のものを含む。)をいう。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平
	成 16 年法律第 112 号) をいう。なお、図表等で、単に「法」と表記
	している場合もこの法律をいう。
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行
	令 (平成 16 年政令第 275 号) をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
災害時要援護者(避	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある
難行動要支援者)	場合に自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確
	保を図るため特に支援を要する者で、次のいずれかに該当する者を
	いう。
	1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知するこ
	とが不可能又は困難な者
	2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても
	適切な行動をとることが不可能又は困難な者
	3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者
	4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対
	して適切な行動をとることが不可能又は困難な者
	例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦、旅行者(観
	光客等)等が考えられる。
市長等	八戸市長及びその他八戸市の執行機関をいう。
市国民保護計画	八戸市国民保護計画をいう。
市対策本部	八戸市国民保護対策本部又は八戸市緊急対処事態対策本部をいう。
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並び
	に国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号)
	をいう。
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並び
	に国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成 15 年政令第
	252 号)をいう。
指定行政機関	省庁など国の行政機関で、事態対処法施行令第 1 条で定めるものを
	いう。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の
	公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営
	む法人で、事態対処法施行令第3条及び「事態対処法第二条第六号
	に規定する指定公共機関を指定する公示」で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、事態対処法施行令第2条で定めるものをいう。
指定地方公共機関	青森県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療、その他の
	公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理
	する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。
消防機関	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、消防署及び消防団をいう。
	なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
消防長	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部消防長をいう。

用 語	意義及び用法
消防本部	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部をいう。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民
	が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神によ
	り、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をい
	う。
生活関連等施設	国民保護法第 102 条及び国民保護法施行令第 27 条の規定により、発
	電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設
	で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそ
	れがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域
	に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。
ダーティボム(汚い	放射性物質などの核汚染物質を混入させた爆弾をいう。
爆弾)	
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本
	的な方針のことをいう。
知事等	青森県知事その他青森県の執行機関をいう。
特定公共施設等	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。
特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とす
	る者が取り扱うもの。
トリアージ	傷病者の傷病の緊急度や重症度に応じ、治療(搬送)の優先順位を
	決定すること。
避難先地域	国民保護法第52条の規定により、住民の避難先となる地域(住民の
	避難の経路になる地域を含む。)をいう。
避難住民等	国民保護法第75条の規定により、避難住民及び武力攻撃災害による
	被災者をいう。
復旧	武力攻撃災害によって被害が生じた施設について、その機能を完全
	に復するため実施する事業をいう。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる、人の死亡又は負傷、火事、
to the total	爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫
	していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測
	されるに至った事態をいう。
要避難地域	国民保護法第52条の規定により、住民の避難が必要な地域をいう。
ライフライン施設	上下水道、工業用水道、電気、ガス、通信等に係る施設。
利用指針	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、総合的な調整な図えたは、図の対策大双原が必要がよるトストストストストストストストストストストストストストストストストストストス
	整を図るため、国の対策本部長が必要があると認めるときに定める
	ものをいう。